

未来産業用地開発事業（大堤地区）に係る「茨城県古河市基本計画」について

1. 背景と目的

全国的な少子高齢化が進む中、古河市においても2000年をピークに人口減少局面に入っており、今後もこの状況が続くことは確実と思われまます。また、一方で地域経済分析システムにおける民間消費額をみると、消費額の内45.3%が地域外で消費されており、民間消費額に占める地域内消費額の低さが課題となっています。

そこで、市内外からの人の集まる環境づくりと古河市の魅力向上を目指し、交通インフラが充実した大堤地区を文化・産業・商業の交流機能を備えた新たなまちづくりの拠点として整備することで、人口減少の抑制と地域経済の好循環を図ることを目的としております。

2. 事業の概要

未来産業用地開発事業（大堤地区）は、地域未来投資促進法を活用し、市の地域特性である豊富な観光資源や優れた交通インフラ、主要産業である製造業等を活かした「観光・スポーツ・文化・まちづくり分野」を地域経済牽引事業として位置づけ、高い付加価値の事業を創出し、地域経済の好循環をもたらす事業です。

すでに、令和5年6月に「茨城県古河市基本計画」を国に提出し、令和5年9月22日付けで下記のとおり国の同意を得たところです。

① 計画名称：茨城県古河市基本計画

② 内 容：大堤地区約82.6haを重点促進区域とし、そのうち約17haを土地利用調整区域に設定

※ 裏面「大堤地区位置図」のとおり

③ 同意日：令和5年9月22日

※ 基本計画が掲載されている経済産業省のHP：

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/miraitoushi-kihonkeikaku.html

※ 同意された基本計画書本文：

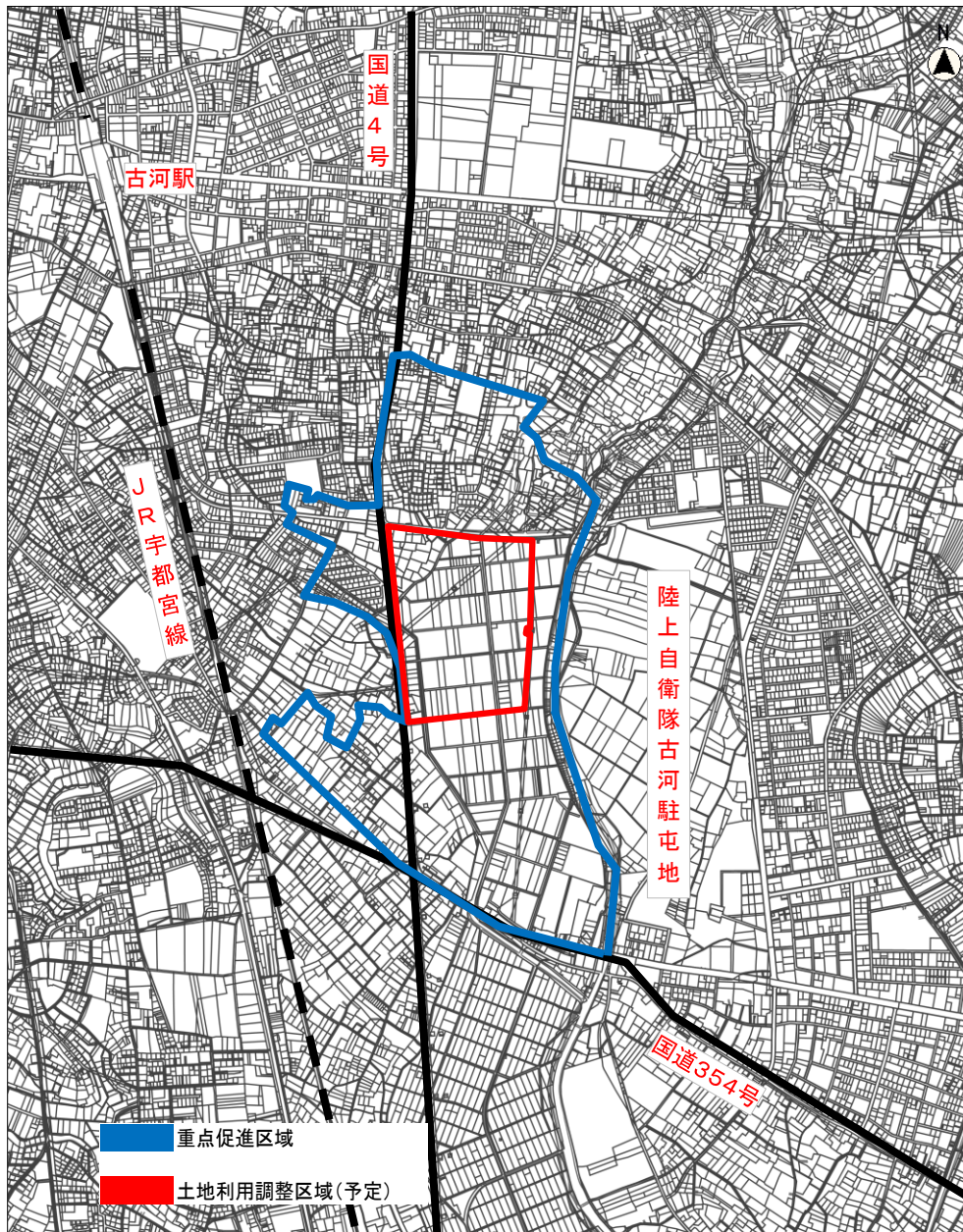
https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/kihonkeikaku/honbun/268_honbun_ibarakiken_kogashi_050922.pdf

3. 今後の予定

計画期間の終期となる令和10年度までに、民間開発事業者の決定と地域経済牽引事業計画（民間事業者作成）及び土地利用調整計画（市作成）を県に提出し、計画の承認・同意を得ることができるよう事業を進めてまいります。

その後、開発や農地転用の許可、用地売買の手続き、そして造成工事や建屋建築を行い、創業開始となる予定です。

4. 大堤地区位置図



大堤地区の概要

面積：重点促進区域約 82.6 h a、土地利用調整区域約 17 h a

区域区分等：市街化調整区域（既存市街化区域に隣接）

農用地区域の農地

交通インフラ：西側に国道4号線、南側に国道354号線の沿線

JR宇都宮線古河駅から近接